

3)。

3. 消費者へのアドバイス

典型的な勧誘トークを知っておくことで、悪質な業者が突然来訪しても焦らず、トラブルを未然に防ぐことができます。業者に同様のことを言われたときには十分に注意しましょう。

(1) 突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう

屋根点検は家の中に業者を入れる必要がなく、また点検する機会も少ないため、「せっかくだし」と頼みたくなるものです。しかし、点検をさせると相手の勧誘トークに乗せられ、断れなくなるため、突然訪問してきた業者には、たとえ無料と言われても安易に点検を依頼しないようにしましょう。

(2) 屋根工事はすぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう

屋根工事は高額な契約になることも多く、また消費者には工事内容がわかりにくいものです。台風や大雪、地震等の後を狙い、修理を持ちかける業者が多くいます。

工事が必要と考える場合や屋根の現状に不安がある場合でも、施工業者は安心できるどころか、本当に必要な工事か、不要なオプションがついていないかなどを冷静に見極める必要があります。まずは家を建てた工務店等に相談して調査を行ったり、1社からの見積もりだけでなく、複数社から見積もりを取り、比較・検討したりして納得できる業者と契約しましょう。その際には、工事内容や価格、必要性等を総合的に判断しましょう。

見積書の内容に不明点がある場合には、納得のいくまで業者に確認しましょう。質問に答えず、あいまいな返答のみの業者とは契約しないことが大切です。

(3) 保険金を利用できるというトークには気をつけましょう

「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、実際に保険金が支払われるかはわかりません。また、保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。保険金の申請については業者ではなく必ず契約している保険会社または代理店に直接尋ねましょう。

経年劣化による損傷と知りながら、自然災害の事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると、保険会社から保険金の返還請求や保険契約の解除をされる可能性があるほか、刑事罰（詐欺罪）に問われる可能性もありますので、絶対にしないでください。

(4) クーリング・オフ等ができる場合もあります

特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。本来望んでいない契約をしてしまったなどの場合には、速やかにクーリング・オフを書面または電磁的方法（メールなど）により通知しましょう。

なお、クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても解約できる場合³があります。

³ 例えば、契約の大切な部分について事実と違うことを告げられたことにより、消費者が誤認して契約の申込み等の意思表示をした場合には、誤認していたことに気づいた時から1年間又は契約締結時から5年間は、当該意思表示の取消しができる。